

熊本市学校規模適正化基本方針【概要版】

前回の方針策定時から令和6年(2024年)まで、児童生徒数は徐々に減少していき、更に、令和12年(2030年)までの今後6年間で通常学級の児童生徒数は約3,500人減少すると見込まれている。一方で、一部地域では住宅開発による人口流入や社会状況の変化に伴い、学校が大規模化し、近年、プレハブ教室が増加している状況もみられる。

このようなことから、最適な教育環境を整備するため、従来の基準に加え、適正規模・適正配置の方策について整理した「熊本市学校規模適正化基本方針(改訂版)」を策定する。

第1章 学校規模適正化に向けたこれまでの取組

1 これまでの取組

(1) 分離新設による適正化

分離校名	田迎西小学校		力合西小学校		龍田西小学校	
分離前学級数	田迎小学校【31学級】		力合小学校【31学級】		龍田小学校【36学級】	
分離年度	平成25年度		平成26年度		平成28年度	
令和6年度学級数	田迎小 13学級	田迎西小 17学級	力合小 17学級	力合西小 21学級	龍田小 19学級	龍田西小 14学級

(2) 統合による適正化

	松尾東小学校	松尾西小学校	松尾北小学校	小島小学校
平成27年度学級数	3学級	4学級	3学級	6学級
平成28年度統合	小島小学校			
令和6年度学級数	12学級			

	河内小学校	河内小学校白浜分校
平成29年度学級数	6学級	2学級(複式学級あり)
平成30年度統合	河内小学校	
令和6年度学級数	6学級(複式学級解消)	

(3) 緩衝地区の設定による適正化

託麻中学校の大規模校化への対策として、平成30年度(2018年度)、託麻中学校が進学の指定校だった田迎南小学校のすべての校区に対して、隣接校の出水南中学校へ進学を選択できる緩衝地区の設定を行う。

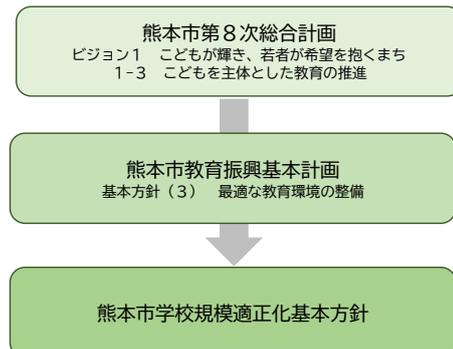
(4) 天明校区施設一体型義務教育学校の取り組み

天明校区の中緑小学校、銭塘小学校、奥古閑小学校、川口小学校の4小学校については、全学年が単学級又は複式学級となっており、今後も児童数が減少していくことが見込まれる。

そこで現在、小学校4校と天明中学校をひとつにした、本市初となる施設一体型義務教育学校の開校に向けて取り組んでいる。

2 基本方針の位置付け

基本方針は、「熊本市教育振興基本計画」における基本的方向性を踏まえ、豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育てるための教育環境の充実と向上を図ることを目的とし、今後の基本的な考え方やそれを実現していくための手法等を示し、その推進を図る。



第2章 学校の適正規模・適正配置の必要性（現状と課題）

1 本市の現状

(1) 規模別学校数（令和6年（2024年）5月1日現在）

	過小規模校	小規模校		適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	【1～5学級】 3校	【単学級】 13校	【7～11学級】 12校	【12～24学級】 57校	【25～30学級】 6校	【31学級以上】 1校
中学校	【1～2学級】 0校	【単学級】 2校	【4～11学級】 19校	【12～24学級】 18校	【25～30学級】 3校	【31学級以上】 0校

・小学校には複式学級のある学校が3校ある。

(2) 学校規模によるデメリット

①小規模校のデメリット

- ・切磋琢磨競い合いが少なく、集団生活になじみづらい。
- ・多様な意見に触れることが少なく、協調性や社会性を身に付けにくくなる。
- ・教員数が少ないため、教科等バランスのとれた配置が行いにくい。

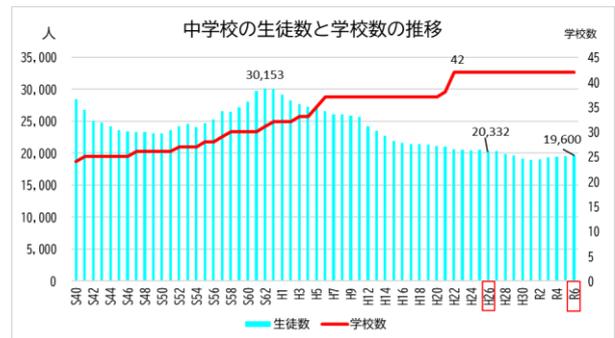
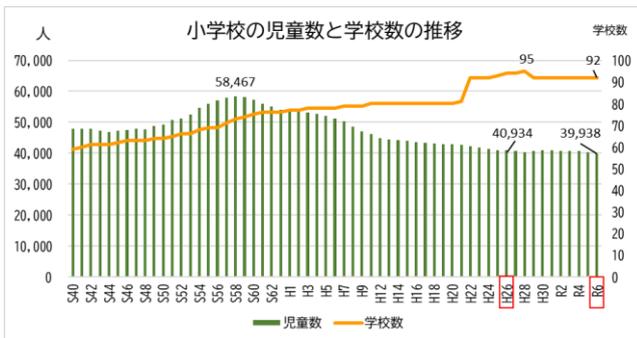
②大規模校のデメリット

- ・全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
- ・学校行事等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
- ・特別教室や体育館等の施設等の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

2 本市の課題

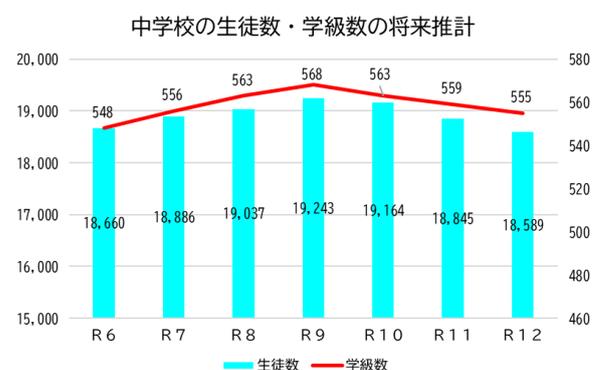
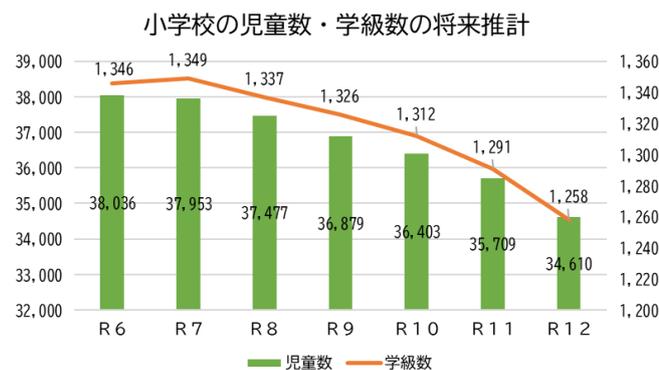
(1) 学校数の変化はほとんどないが、児童生徒数は年々減少している。

児童生徒数と学校数の推移



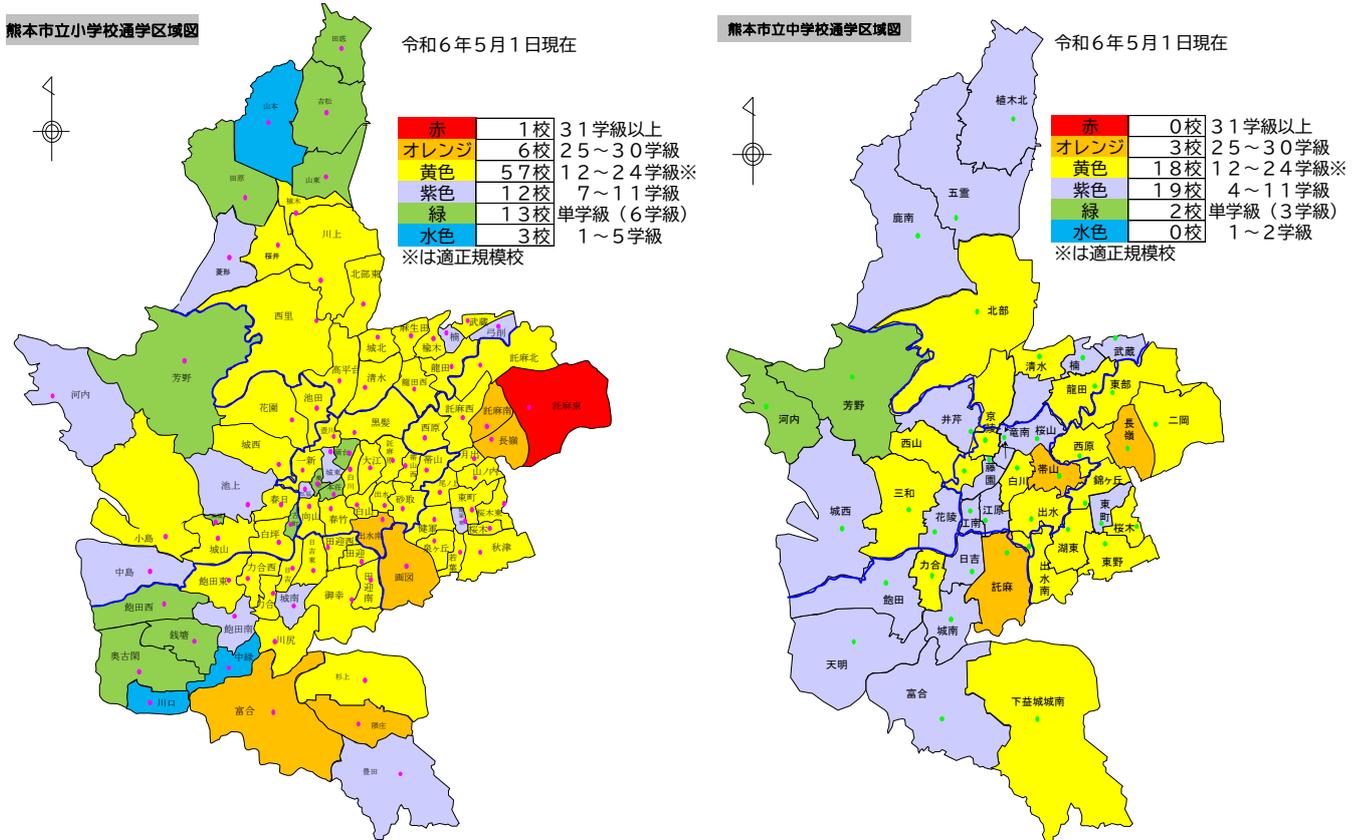
(2) 小学校の児童数・学級数は今後も減少傾向にあり、中学校の生徒数・学級数は今後数年は増加するが、以降は減少すると予想されている。

通常学級における児童生徒数と学級数の将来推計



(3) 本市の北部、西部には小規模校が多く、東部、中央部には比較的大きな学校が多く、偏在化が見られる。

学校規模による分布図



第3章 適正規模・適正配置の方策

1 適正化の基準

(1) 適正規模の基準

- ・【小学校】 12学級以上から24学級以下（一学年：2学級から4学級）
- ・【中学校】 12学級以上から24学級以下（一学年：4学級から8学級）

(2) 通学距離の基準

- ・【小学校】 おおむね4 km以内
- ・【中学校】 おおむね6 km以内

2 適正化の方策

(1) 小規模校への対応

- ア 緩衝地区の弾力化
- イ 学校選択制度
- ウ 地域の実情を踏まえた通学区の見直し
- エ 隣接校との統合

(2) 大規模校への対応

- ア 緩衝地区の弾力化
- イ 学校選択制度
- ウ 地域の実情を踏まえた通学区の見直し
- エ 分離新設

【統合検討基準】

- ・複式学級がある学校
- ・全学年において単学級となる学校

【統合の方法】

- ・小学校同士（中学校同士）の統合
- ・小学校と中学校の統合

【分離校設置検討基準】

- ・長期間で31学級以上となる場合
ただし、31学級以上で、将来の児童生徒数が減少傾向にない場合
- ・校区内に分離するための適切な用地確保ができる場合

3 適正化の手順

学校規模や配置の適正化については、児童生徒、保護者、地域の方々と学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための共通の視点を持って検討を行い、理解と協力を得ながら進めていく。



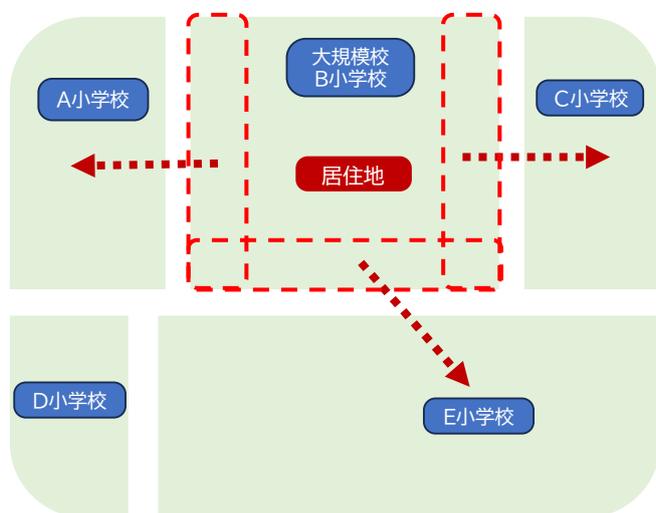
第4章 適正化に向けた取組

1 今後の取組

第1段階の検討対象校

- 1 複式学級がある学校
 - ・中緑小学校（令和9年度（2027年度）より天明義務教育学校）
 - ・川口小学校（令和9年度（2027年度）より天明義務教育学校）
 - ・山本小学校
- 2 複式学級が見込まれる学校
 - ・田底小学校（令和10年度（2028年度））
 - ・芳野小学校（令和11年度（2029年度））
 - ・田原小学校（令和11年度（2029年度））
- 3 全学年単学級が続く学校（～令和12年度（2030年度））
 - ・碩台小学校
 - ・慶徳小学校
 - ・本荘小学校
 - ・古町小学校
 - ・高橋小学校
 - ・飽田西小学校
 - ・吉松小学校
 - ・芳野中学校
 - ・河内中学校
- 4 31学級以上が続く学校（～令和12年度（2030年度））
 - ・託麻東小学校

ア 緩衝地区の弾力化①



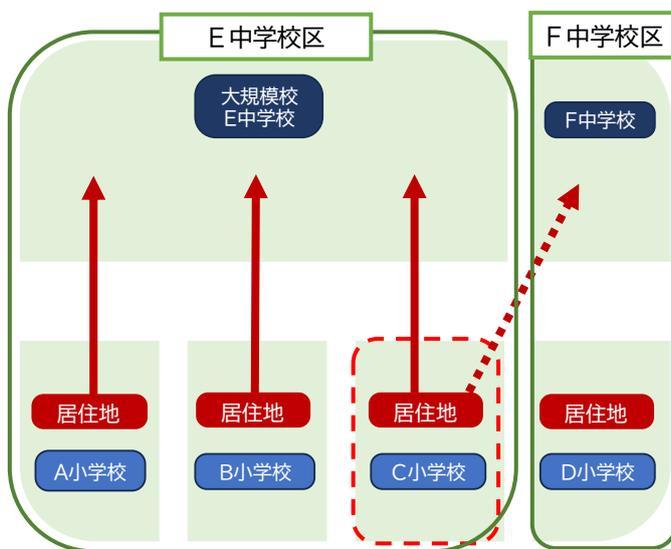
地域の要望や学校の実態（大規模校か小規模校か）を考慮して、B小学校の一部または全部を、A小学校やC小学校、E小学校の緩衝地区として設定し、規模の適正化をはかる。

※ 緩衝地区

これまでも実施している方策。

例：令和6年度、大規模校である長嶺小学校区1町内のすべてを、隣接する適正規模校である月出小学校の緩衝地区とした。

ア 緩衝地区の弾力化②



<従来>

A・B・C小学校→E中学校が指定校
(大規模校)

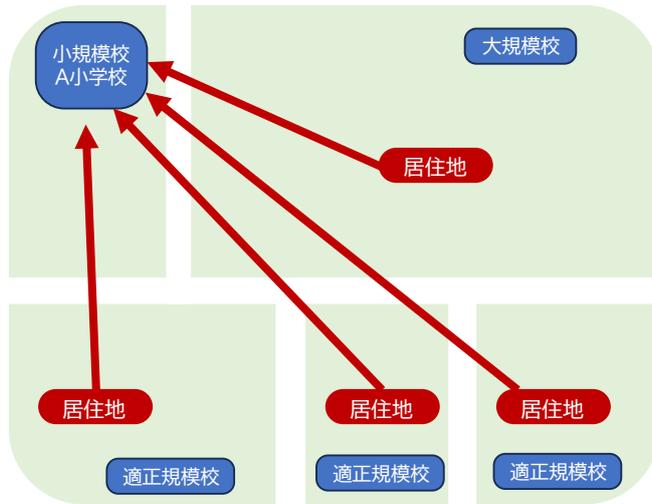
<緩衝地区の弾力化>

C小学校区の一部またはすべての児童の進学先を、指定校であるE中学校に加えて、F中学校も可能とすることで、E中学校の大規模化を抑制する

これまでも実施している方策。

例：平成30年度、大規模校である託麻中学校区の田迎南小学校のすべての校区を、隣接する適正規模校である出水南中学校に進学できる緩衝地区とした。

イ 学校選択制度（小規模校）

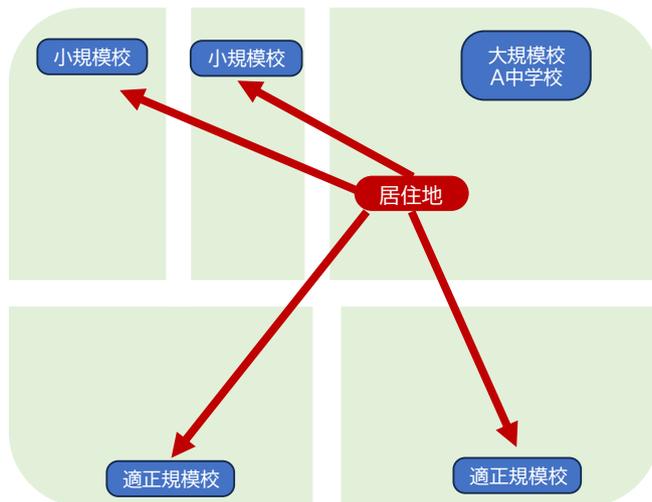


継続的に小規模校が見込まれる学校へ、熊本市内の適正規模以上の学校から自由に就学することができる制度。

【事例】

継続的に小規模校が見込まれるA小学校には、熊本市内のすべての適正規模校、大規模校から就学することができる。

イ 学校選択制度（大規模校）

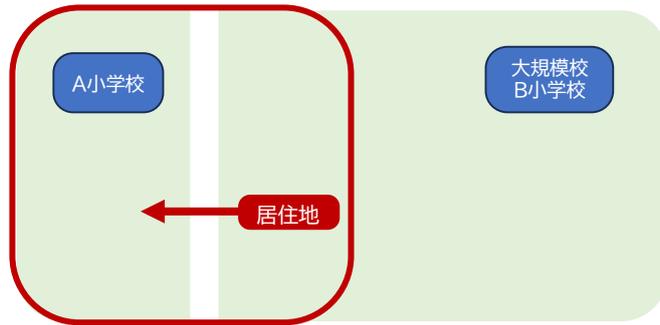


継続して大規模校が見込まれる学校から、熊本市内の大規模校以外の学校へ自由に就学することができる制度。

【事例】

継続的に大規模校が見込まれるA中学校からは、熊本市内のすべての小規模校、適正規模校に就学することができる。

ウ 地域の実情を踏まえた 通学校区の見直し



対象校の通学区域に変更する方策で、
変更後も双方が適正規模となる場合に行
う。

【事例】

A小学校及びB小学校区の通学校区を
見直し、B小学校の通学校区の一部をA
小学校の通学校区とする。

通学校区を変更するため、規模適正につながる取組である。
地域の実情を踏まえる必要もあり、近年の実施例はない。